

○三春町奨学金返還支援事業助成金交付要綱

平成30年6月21日告示第70号

改正

平成31年3月29日告示第46号

令和元年12月25日告示第112号

令和2年4月1日告示第36号

三春町奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住して就業する者が奨学金を返還するために要する経費に対し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資金及び第二種学資金並びに福島県奨学資金貸与条例（昭和27年福島県条例第58号）に規定する奨学資金、その他町長が認める奨学金をいう。

(2) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育所使用料、幼稚園保育料、町定住促進住宅家賃（共益費及び駐車場使用料を含む。）及び町営住宅使用料（駐車場使用料を含む。）をいう。

(3) 公務員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員をいう。

(4) 正規雇用 所定労働時間の定めがあり、雇用期間の定めがない労働者をいう。（自ら事業を営む者も含む。）

(5) 定住 本町の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(助成金の交付条件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者の条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること。

(2) 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと。

(3) 町内に定住し、継続して町内に定住する予定であること。

(4) 正規雇用（ただし、公務員は除く。）により就業し、継続して勤務していること。

(5) 町税等の課税がされており、それに伴う滞納がないこと。

(助成金の対象期間及び助成額)

第4条 助成金の対象期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内とし、継続した96月分の返還期間を上限とする。

2 助成金の交付は、年度ごとに行うものとし、次条に規定する助成金の交付の申請があった年度内に返還した奨学金の額を交付するものとする。ただし、年度ごとの助成金の交付額は18万円を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、交付額のうち15%（1,000円未満切捨て）については、協同組合みはるスタン

プ会が発行する商品券により交付するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付を受けようとする年度ごとに、次に掲げる書類を添えて、三春町奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金の1年間の返還金相当額がわかる書類
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、助成金の交付を受けようとする年度の4月1日から10月31日までに行わなければならない。

(助成金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、三春町奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、必要な条件を付して、当該申請者に通知しなければならない。

(助成金の内容変更等の手続)

第7条 前条の規定による助成金交付決定の通知を受けた者は、その内容について変更が生じた場合は、速やかに三春町奨学金返還支援事業助成金交付決定変更申請書（様式第4号）に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、三春町奨学金返還支援事業助成金交付決定変更通知書（様式第5号）により、必要な条件を付して、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条又は第7条第2項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知を受けた年度の3月31日までに、次に掲げる書類を添えて、三春町奨学金返還支援事業助成金実績報告書（様式第6号）を町長に報告しなければならない。

- (1) 当該年度内に返還した奨学金の額がわかる書類
- (2) 在籍証明書（様式第7号）
- (3) 町税等の滞納がないことがわかる書類
- (4) 住民票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査、必要に応じた調査等により、助成金の交付決定の条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、三春町奨学金返還支援事業助成金交付額確定通知書（様式第8号）により、当該報告者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた者は、速やかに三春町奨学金返還支援事業助成金交付請求書（様式第9号）に通帳の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第11条 町長は、前条の規定による助成金の請求書を受領したときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは速やかに助成金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、第6条又は第7条第2項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた
者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すこ
とができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる条件を満たさなくなったとき。

(3) 第6条又は第7条第2項の規定による助成金の交付の決定の際に付した条件に違反
する行為があったとき。

(4) この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項の規定は、第9条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用ができるも
のとする。

3 第1項の規定による助成金の交付決定の取消しをした場合は、三春町奨学金返還支援事業
助成金交付取消通知書(様式第10号)により、当該助成金の交付決定を取消す者に通知し
なければならない。

(助成金の返還)

第13条 町長は、前条第1項に規定する助成金の交付決定を取り消した場合において、助成
金が既に交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の助成金の全部又は一部の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

(報告等)

第14条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交
付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 前項の報告又は書類の提出を求められた者は、速やかに応じなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。